

## 生活保護制度の見直し及び保護基準の一部改定について

### 1 改定の経緯と趣旨

平成 15 年 8 月から開始された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の生活保護制度の在り方や生活保護基準の検討に基づき、国は生活保護制度の見直しを順次行うこととし、平成 17 年度については下記の改定と自立支援事業を実施することとなった。

### 2 平成 17 年度生活保護基準改定と自立支援事業について

#### (1) 保護基準改定

平成 16 年度からすでに実施されている老齢加算の減額をはじめ、次の改定を行う。

高校就学費用の給付 ( 新設 )

母子加算の見直し

多人数世帯の生活扶助基準額の改定

20 歳未満の第 1 類費基準額及び年齢区分の見直し

老齢加算の段階的廃止

技能習得費、就職支度費、出産扶助の改定

人工栄養費の廃止

( 改定内容は別紙のとおり )

#### (2) 自立支援事業

ひとり親世帯、高齢者・社会的入院患者、稼働年齢層など被保護世帯の個々の状況に応じた自立支援プログラムを導入し、技能習得、社会生活自立、就労自立等へ向けて支援を行う。

就労支援においては、ハローワーク等の関係機関が独自に展開する事業と連携し、保護受給者の求職活動にかかる支援をはじめ、技能習得の機会の提供等を行う。

### 3 広報・周知

- ・被保護者への対応 2 月末 保護受給者に郵送による周知を行った。
- ・民生児童委員への対応 2 月、3 月に開催される地区民生委員協議会で改定内容の配付。

## 平成17年度 生活保護基準改定の概要

下記の変更以外は、基本的に平成16年度と同額となる

## (1) 高校就学費用の給付の新設(生業扶助)

高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等が給付される。

基本額	学用品費 通学用品費 教材費等	月額 5,300 円
学級費	学級費 生徒会費 PTA会費等	月額 1,560 円
通学費	通学定期代 通学用自転車購入費 駐輪場代等	必要額の実費
入学準備金	制服、カバン、靴など学校指定用品	61,400 円以内の実費
教材費	教科書 副読本 ワークブック 辞典等	必要額の実費
入学考査料		高等学校等が所在する都道府県の条例に定める公立高校における額
入学料		
授業料		

## (2) 母子加算の見直し

ひとり親世帯の子供の年齢条件を「満18歳になった年度の末まで」から「満15歳になった年度の末まで」に引き下げる。

4月1日現在15歳から17歳(高校生の年齢に相当する)までの子供のみを養育する世帯の母子加算は、段階的に減額し、平成19年度には廃止となる予定。

## 14歳以下の子どものみを養育する場合(16年度と同額)

児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人増えるごとに加える額
23,260 円	1,840 円	940 円

## 15～17歳の子どものみを養育する場合(経過措置)

児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人増えるごとに加える額
15,510 円	1,230 円	630 円

## 14歳以下の子どもと15～17歳までの子どもが混在する場合(経過措置)

最も若い児童の額	2番目に若い児童の額		3番目以降に若い児童1人ごとの額	
14歳以下	14歳以下	15歳から17歳	14歳以下	15歳から17歳
23,260 円	1,840 円	1,230 円	940 円	630 円

(3) 多人数世帯の生活扶助基準額の改定

多人数世帯(4人以上)について、生活扶助基準額が変更される。

第1類費(おもに食費)	4人世帯	世帯の第1類の合計×0.98
	5人以上世帯	世帯の第1類の合計×0.96

第1類費は3年かけて段階的に減額し、最終的に平成19年度には4人世帯で5%、5人以上世帯で10%引下げられる。

第2類費(おもに光熱水費) 4人以上の世帯の基準額が引下げられる。

57,980円 → 55,160円

(4) 20歳未満の若年層の第1類費基準額及び年齢区分の見直し

0歳から19歳の年齢区分が8区分から4区分に変更され、基準額も改定される。

16年度1類基準額(単位 円)									
年齢区分	0歳	1~2歳	3~5歳	6~8歳	9~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~40歳
基準額	14,970	21,790	26,950	32,030	36,450	44,010	47,310	42,010	39,970
↓									
17年度1類基準額(単位 円)									
年齢区分	0~2歳		3~5歳	6~11歳		12~19歳		20~40歳	
基準額	20,900		26,350	34,070		42,080		40,270	

(5) 老齢加算の段階的廃止

70歳以上の老齢加算は段階的に16年度から減額し、17年度は、3,760円に統一され、平成18年度には、廃止となる。

16年度の老齢加算 9,670円 (ただし16年度中に70歳になった場合は 3,760円)

15年度の老齢加算 17,930円

(6) その他の改定

技能修得費、就職支度費、出産扶助の金額が改定される。

人工栄養費については廃止となる。